

# 区民委員会情報連絡

令和4年12月7日



情報連絡事項	頁
1 預貯金等の照会業務の電子化について . . . . .	2
2 「オール東京滞納STOP強化月間」における取り組みについて . . . . .	3
3 令和4年10月施行の社会保険適用拡大による国民健康保険制度への 影響について . . . . .	4
4 【追加】新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給適用期間の 延長について . . . . .	5
5 令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合決算について . . . . .	7

(区 民 部)

## 区民委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
<p><b>1 預貯金等の照会業務の電子化について</b></p> <p>所管課 【納税課】</p>	<p><b>1 事業の概要</b></p> <p>税滞納者の財産調査の一環として、文書にて預貯金等照会を金融機関等に実施しているが、回答を得るまでに、平均2～3カ月、長くなると半年程度を要している。</p> <p>紙に替わり、データ送信により照会・回答を行う預貯金等照会の電子化を導入することで、回答までの期間の短縮を図る。</p> <p><b>2 導入効果</b></p> <p>(1) 電子化により、3営業日程度に短縮することができ、差押等の滞納処分に早期着手できるほか、調査件数も約5万件と3万件程度増やすことができる。</p> <p>(2) 封筒代と郵送料金を削減することができる。さらに、用紙も削減できる。</p> <p><b>3 実施時期</b></p> <p>令和4年12月1日</p> <p><b>4 今後の方針</b></p> <p>調査の結果、資力のある場合は、税負担の公平性を守るため、差押え等滞納処分を進め、収納率向上を図る。</p> <p>一方、資力のない生活困窮者に対しては分割納付や滞納処分の執行停止など寄り添った対応を行う。</p>		

## 区民委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
<p><b>2 「オール東京滞納STOP強化月間」における取り組みについて</b></p> <p>所管課 【納税課】</p>	<p>東京都と都内全区市町村が連携して収納対策の集中実施や広報をすることにより、徴収に対する理解の促進と新規滞納の抑制を図ることを目的として、以下のとおり「オール東京滞納STOP強化月間」の取り組みを実施している。</p> <p><b>1 実施月</b> 令和4年12月</p> <p><b>2 区の取り組み（予定）</b></p> <p>(1) 広報【意識啓発】</p> <p>ア あだち広報（11/25）、ホームページ、SNSによる広報</p> <p>イ 懸垂幕の庁舎前掲出</p> <p>ウ アトリウムでのタイヤロック実物展示</p> <p>エ のぼり旗（卓上も有り）、三角POPの設置</p> <p>オ 納税課・課税課職員によるロゴマークバッジの着用</p> <p>(2) 滞納対策【滞納整理】</p> <p>ア 現年滞納分の集中的な財産調査、差押の強化</p> <p>イ 特別徴収滞納者への臨場調査</p> <p>ウ 差し置き通知書への強化月間チラシの同封</p> <p><b>3 共通ロゴマーク</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>		<p>区広報紙 区ホームページ SNS 懸垂幕 バッジ のぼり旗 三角POP</p>

# 区民委員会情報連絡

令和4年12月7日

件名	令和4年10月施行の社会保険適用拡大による国民健康保険制度への影響について																																
所管部課名	区民部 国民健康保険課																																
内容	<p>令和2年の年金法改正により、令和4年10月から社会保険の適用要件が拡大された。このことによる国民健康保険制度への影響について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 社保適用拡大の概要</b></p> <table border="1" data-bbox="411 645 1412 952"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>平成28年 10月～</th> <th>【改正】 令和4年10月～</th> <th>【改正】 令和6年10月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所の規模</td> <td>常時500人超</td> <td>常時<u>100人</u>超</td> <td>常時50人超</td> </tr> <tr> <td>短時間労働者の勤務期間</td> <td>継続して1年以上使用される見込み</td> <td>継続して<u>2ヶ月</u>を超えて使用される見込み</td> <td>継続して2ヶ月を超えて使用される見込み</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 社保加入によって足立区の国保を脱退した人数（単位：人）</b></p> <table border="1" data-bbox="416 1041 1273 1265"> <thead> <tr> <th></th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年</td> <td>1,557</td> <td>1,566</td> <td>1,887</td> <td>1,522</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>1,647</td> <td>1,801</td> <td>1,572</td> <td>2,541</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>+90</td> <td>+235</td> <td>-315</td> <td><u>+1,019</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>今後、国保から社保への切替えの増加で、<u>国保被保険者数の減少速度が加速する見込み</u>である。</p> <p><b>3 想定される国保制度への影響</b></p> <p>1人当たり保険料への影響については、以下のような相反する要因が存在するため、現時点では不透明である。</p> <p>(1) 保険料の上昇要因 短時間労働者が抜けて前期高齢者加入率(65歳～74歳の割合)が高まることで、1人当たり医療費が増加する。</p> <p>(2) 保険料の低下要因 国保の前期高齢者加入率が高まることで、被用者保険(組合健保など)から受け取る交付金は増加する。</p>	要件	平成28年 10月～	【改正】 令和4年10月～	【改正】 令和6年10月～	事業所の規模	常時500人超	常時 <u>100人</u> 超	常時50人超	短時間労働者の勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して <u>2ヶ月</u> を超えて使用される見込み	継続して2ヶ月を超えて使用される見込み		7月	8月	9月	10月	令和3年	1,557	1,566	1,887	1,522	令和4年	1,647	1,801	1,572	2,541	増減	+90	+235	-315	<u>+1,019</u>
要件	平成28年 10月～	【改正】 令和4年10月～	【改正】 令和6年10月～																														
事業所の規模	常時500人超	常時 <u>100人</u> 超	常時50人超																														
短時間労働者の勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して <u>2ヶ月</u> を超えて使用される見込み	継続して2ヶ月を超えて使用される見込み																														
	7月	8月	9月	10月																													
令和3年	1,557	1,566	1,887	1,522																													
令和4年	1,647	1,801	1,572	2,541																													
増減	+90	+235	-315	<u>+1,019</u>																													
問題点 今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年の適用拡大に向け、今回の改正による影響を見極めていく。</li> <li>国や都に対し、被保険者の保険料負担軽減策の拡充、保険者へのさらなる財政支援の実施を働きかけていく。</li> <li>さらなる特定健診の受診率向上やジェネリック医薬品の使用率向上により、上昇し続ける1人当たり医療費の抑制に努めていく。</li> </ul>																																

## 区民委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
<p><b>4 【追加】</b> <b>新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給適用期間の延長について</b></p> <p>所管課 【国民健康保険課、高齢医療・年金課】</p>	<p>国民健康保険及び後期高齢者医療制度における被保険者に対する傷病手当金の適用期間延長について9月の区民委員会にて報告をしたが、国からさらなる延長の通知があったため、適用期間を延長する。</p> <p><b>1 適用期間</b></p> <p>※ 療養のため労務に服することができない期間 延長前：令和2年1月1日～ 令和4年12月31日 延長後：令和2年1月1日～ <u>令和5年 3月31日</u></p> <p><b>2 傷病手当金の概要【変更なし】</b></p> <p>(1) 対象者 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者で、給与等の支給を受ける被用者のうち、新型コロナウイルス感染症にり患等（感染又は発熱等症状により感染が疑われる場合を含む）し、療養のために労務に服することができず、給与の全部または一部を受け取ることができなかった者</p> <p>(2) 支給額 直近の継続した3月間の給与等収入の合計額÷就労日数×2/3×日数（り患等により労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数）</p> <p><b>3 支給手続【変更なし】</b></p> <p>(1) 国民健康保険 足立区国民健康保険課への郵送申請を原則とする。労務に服することができなかった際の状況を聴き取りのうえ、希望者に申請書類一式を送付する。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度 東京都後期高齢者医療広域連合への郵送申請</p>	<p>施行期日 公布の日から施行</p>	<p>区広報紙 区ホームページ 東京都後期高齢者医療広域連合ホームページ</p>

件 名	内 容	日時及び場所	P Rの方法												
	<p>を原則とする。  区へ相談で来庁した場合には、記載内容を確認の上、郵送用申請封筒（広域連合にて作成）をお渡しする。</p> <p><b>4 規則改正等</b></p> <p>(1) 足立区国民健康保険  「足立区国民健康保険条例施行規則」  令和4年12月公布</p> <p>(2) 東京都後期高齢者医療広域連合  「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行期日及び適用期間の終期を定める規則の一部を改正する規則」令和4年12月公布</p> <p>※ 申請書類の受付等の事務が発生しないため  「足立区後期高齢者医療に関する条例」の改正は行わない。</p> <p><b>5 支給実績（令和4年10月31日現在）</b></p> <p>※ 令和4年度の実績</p> <p>(1) 国民健康保険</p> <table data-bbox="443 1227 1023 1368"> <tr> <td>ア 支給額</td> <td>13,041,001円</td> </tr> <tr> <td>イ 申請件数</td> <td>444件</td> </tr> <tr> <td>ウ 支給件数</td> <td>424件</td> </tr> </table> <p>(2) 後期高齢者医療制度（東京都後期高齢者医療広域連合で受付・支給）</p> <table data-bbox="443 1518 1023 1659"> <tr> <td>ア 支給額</td> <td>184,683円</td> </tr> <tr> <td>イ 申請件数</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>ウ 支給件数</td> <td>5件</td> </tr> </table>	ア 支給額	13,041,001円	イ 申請件数	444件	ウ 支給件数	424件	ア 支給額	184,683円	イ 申請件数	7件	ウ 支給件数	5件		
ア 支給額	13,041,001円														
イ 申請件数	444件														
ウ 支給件数	424件														
ア 支給額	184,683円														
イ 申請件数	7件														
ウ 支給件数	5件														

# 区民委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	PRの 方法																																						
<p><b>5 令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合決算について</b></p> <p>所管課 【高齢医療・年金課】</p>	<p>東京都後期高齢者医療広域連合の令和3年度決算の概要が区市町村宛て公表されたため、以下のとおり報告する。</p> <p>[決算関係基礎数値] <span style="float: right;">令和4年3月31日現在</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">広域連合</th> <th colspan="2">足立区</th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>前年度増減</th> <th>人数</th> <th>前年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者数</td> <td>1,615,173人</td> <td>31,321人 2.0%増</td> <td>86,962人</td> <td>1,342人 1.6%増</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>1 一般会計歳入歳出決算（下段は令和2年度）</b></p> <p style="text-align: right;">単位：千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>歳入決算額</th> <th>歳出決算額</th> <th>歳入歳出差引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,282,485</td> <td>6,206,333</td> <td>76,152</td> </tr> <tr> <td>(6,958,791)</td> <td>(6,855,783)</td> <td>(103,008)</td> </tr> <tr> <td>9.7%減</td> <td>9.5%減</td> <td>26.1%減</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 歳入歳出の主な減理由は、  <b>【歳入】</b> 財政調整基金からの繰入金の減  <b>【歳出】</b> 特別会計へ繰り出した事務費負担金の減による。</p> <p>※ 歳入歳出差引額 76,152千円は、翌年度に繰り越している。</p> <p>※ 数値については、原則として表示単位未満を四捨五入し、一部端数の調整をしている（以下同じ）。</p> <p>(1) 区市町村事務費負担額          分担金及び負担金（区市町村事務費負担金）  <span style="float: right;">4,271,128千円</span></p> <p>※ 足立区の負担額 226,132千円          （前年度比 △8,733千円、3.7%減）</p> <p><b>2 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（下段は令和2年度）</b></p> <p style="text-align: right;">単位：千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>歳入決算額</th> <th>歳出決算額</th> <th>歳入歳出差引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,478,090,878</td> <td>1,440,065,754</td> <td>38,025,124</td> </tr> <tr> <td>(1,424,516,611)</td> <td>(1,354,325,467)</td> <td>(70,191,144)</td> </tr> <tr> <td>3.8%増</td> <td>6.3%増</td> <td>45.8%減</td> </tr> </tbody> </table>		広域連合		足立区		人数	前年度増減	人数	前年度増減	被保険者数	1,615,173人	31,321人 2.0%増	86,962人	1,342人 1.6%増	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	6,282,485	6,206,333	76,152	(6,958,791)	(6,855,783)	(103,008)	9.7%減	9.5%減	26.1%減	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	1,478,090,878	1,440,065,754	38,025,124	(1,424,516,611)	(1,354,325,467)	(70,191,144)	3.8%増	6.3%増	45.8%減	<p>本件決算は、11月28日に開会の東京都後期高齢者医療広域連合協議会で認定された。</p>	<p>東京都後期高齢者医療広域連合ホームページ</p>
	広域連合		足立区																																						
	人数	前年度増減	人数	前年度増減																																					
被保険者数	1,615,173人	31,321人 2.0%増	86,962人	1,342人 1.6%増																																					
歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額																																							
6,282,485	6,206,333	76,152																																							
(6,958,791)	(6,855,783)	(103,008)																																							
9.7%減	9.5%減	26.1%減																																							
歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額																																							
1,478,090,878	1,440,065,754	38,025,124																																							
(1,424,516,611)	(1,354,325,467)	(70,191,144)																																							
3.8%増	6.3%増	45.8%減																																							

	<p>※ 歳入歳出の主な増理由は、  【歳入】前年度の剰余金である繰越金の増  【歳出】保険給付費の増  による。</p> <p>※ 歳入歳出差引額 38,025,124 千円は、翌年度に繰り越している。</p> <p>(1) 区市町村負担額  区市町村負担金（保険料等・療養給付負担金）  288,365,911 千円</p> <p>※ 足立区の負担額 14,108,816 千円  （前年度比 △189,647 千円、1.3%減）</p>		
--	---	--	--